

二重末代念佛授手印

千葉良導

一大意

個人を生かし社會を生かし、延ひて個人的にも家族的にも、國家的にも國際的にも、其の行詰りを打開し、其の溷濁を淨化し、歪曲を中正にし、廣く一切をして永遠の安定——無量壽——と、無窮の彌榮——無量光——とを味得し體驗せしむる根本基礎たる、吾が宗乘の要諦——機行解證信——五重傳燈の網格に於て、今此の

二重の位置こそ、その五重傳燈の中軸であり中堅の力となつて居るのである。元來宗教の實際は理論的觀念の遊戲でもなく、概念形式の弄びでもない、其の信條を遵奉し實踐の行法を精進する點にある。前の初重に於ては、豫め自己の機分器量を照顧し、吾人が眞實に生きる筋道の投機如何を知るにあつた、今此の二重は其の機——器量——に相當する實踐行法如何を沙汰し、所謂機法一致、信行双備の妙諦を味得せしむる筋道を明徴にするのである、従つて

初、二重の關係は、先哲之れに就て、作者次第と機法次第との兩面から關係付けられて、即ち初重は

宗祖法然上人の作、今此の二重は鎮西上人の述作たる末代念佛授手印、之れ列祖の次第順序に基く精神より此の二重の設定を見た譯である。次に機法次第とは、凡そ法は如何に高尚であつても、機と一致せざる時は其の妙用を發揮する事が出來ず、機法一致して始めて功驗顯著である、故に今機法一致を基調として、初重の知機に次て其實踐の行法を沙汰された譯である、又其の機を先にする所以は疾前無藥機前無教の意に外ならず、投機鈔には機前法後の例證を導師の御疏に求め來て

機法二種略釋。就人就行廣釋、其人機爲先法行爲後。云々

と述べてある。斯く知機に次て行法の來る必然の關係は明了であるが、扱て吾が宗の傳書中、行法を明かせるもの必しも授手印のみに限らない、然かるに今此の二重の設定に當て、何故に特に授手印を選び以て之れに配したるか。未だ古人の言を聞かずと雖も、思ふに

授手印を選び配する所以、本より作者次第と云はゞ論する餘地なれども、察するに授手印は

- 1 正しく善導元祖の正義を稟承せる末代の龜鑑たる事。
- 2 其の内容個條の整備せる事。
- 3 偏に宗義の純粹隨自意、廢立、本願に立脚して法數を取捌ける事。
- 4 其の説述、宗教的權威最も濃厚にして、而かも簡潔明徹なる事。
- 5 述作の緣由、他と異り、特に二祖が心血を傾投して教團の信仰統制に盡し、以て師資傳燈寫瓶無

異途の證驗を印せられたる事。

或は他の深意の存するや計るべからされども、先づ此等の理由が授手印を選び以て二重に配せられし一面の理由にはあらざるか、大方諸賢の提撕を待つ。

二 末代念佛授手印

末代念佛授手印一卷は、二祖鎮西上人が、宗祖隨從八ヶ年の稟承口傳、載せて遺漏なく、教義的方面——一宗の宗義——と、實踐的方面——一宗の行儀——との奥旨を述べ、解脫の要諦を指南し、宗祖門流の正邪朱紫を鮮明にし、一門の信仰統制を計られたのである、それ故此書は淨土一宗の傳燈弘法の中軸たるべく、教義内容の龜鑑、信仰問題の規準となるべきものである。三祖は決答鈔に「此書は末代濁世の指南、念佛往生の目足たる也」と、又彦山の祐阿が「聖光房製作の授手印は末代に光を放つべき書なり」との靈告を蒙つた事を記して、此書の重すべき事を述べて、貞極上人は

授手印の書は、淨土眞宗白籤の一流に於て法界第一の書なり（貞極全集34五重廢立鈔）と讚美され、大玄僧正は

欲_レ知_三吉水眞面目_一者、段令疎漏_ニ（ニストモ）三經一論、宜_三諳誦_ニ授手印一卷_一云々

此書こそ實に本宗の宗義上、最も權威ある龜鑑となつてある。又此書の

述作の動機は、固より宗祖門下の異端を排し正義を顯彰する、正流護持の精神なる事は勿論であるが今此書の序文によると

上人往生の後、其義を水火に諍ひ、その論を蘭菊に致し還て念佛の行を失ひ、空しく淨土の業を廢す
(授手印序文)

とある如く、宗祖の滅後、異義邪說四方に起り、朱紫紛亂、正流爲に溷濁し去らんとする勢であつた此に於て二祖鎮西上人、深憂措く能はず、憤然起て門下を集め、肥後國白川往生院に於て、四十八日の別時を修し、宗祖稟承口決の要旨を述べ

且つは然師報恩の爲め、且つは念佛興隆の爲、弟子が昔の聞に任せ、沙聞が相傳によつて、之れを録し留めて向後に贈る、仍て末代の疑を決せんが爲、未來の證に備へんが爲、手印を以て證と爲す。

(授手印序文)

と仰せられ、又此書裏書には、一念義、弘願義、寂光土往生義等の異端を列舉して、正流の反逆者、無道心、無後世心者なりと糺彈して、這般の破邪顯正の爲に此書を述作したとある。然かるに東宗要四、傳心鈔の記述に由ると、二祖鎮西門下に、至誠心の體に就て、修阿と敬蓮社と相諍ふことあり、修阿の門人滿願社は、師に背きて敬蓮社に與みし、二祖を欺きて證を得たが、二祖は此の滿願社の行爲を惡みて破門された。二祖は此等の訛謬の事實を憐み、上世の傳心を印定せんが爲、此授手印一卷を製作された

事になつてある。さて此の二の事實の相違に就て、古來の諸師は此等の事實を認めながら、其間何等の關係を付けて居らぬが、授手印相備録には、此二事實に關係を付けて之れを因と縁とに見立て、

凡そ斯の書の興起、因あり縁あり、領解（序文同之）は其起因を辨し、宗要は其の起縁を明す、因縁相ひ依て斯の書を成す云々

斯く述作の動機はさりながら、正しく

授手印述作の年代は、いつ頃であつたかと云へば、恰も宗祖法然上人御入滅後十七回忌に當る年、後堀川天皇の安貞二年、三祖記主禪師入門九年前の冬十一月で、鎮西上人六十七歳の時であつた。本文（正宗分）の終に、

干時安貞二年十一月二十八日、以自筆書、無時形見。

又裏書（餘人の書添へたる分）には

肥後國往生院に於て、安貞二年十月二十五日より四十八日の念佛を始めらる、筑後の上人同三十日御渡あり、入阿は十一月四日酉の時より道場に入りて念佛を申す、此間に上人、末代の爲に一の文を造り給へり、末代念佛授手印是なり、廿七日に是を書き始て、同二十八日に是を書き果て畢りぬ。二十九日巳の時に是を點し給へり。

之れによれば授手印は前後三日の間に完成された事になつてある。述作後之れを弟子に授けられたのは

只一人ではなく、能く正法傳持に堪ゆる者には授與されたりしく、そして其書物としての體裁も、それ／＼違つて居るのであつて、所謂異本がある譯である、大玄の傳法集録には八本ありと記し、義山は翼讚四十六に七本を列擧して居る。現今鎮西上人の眞筆として存在せるもの四本、然かし此等異本相互の比較研究は今省略しておく。(異本の比較對照の考證に就ては昭和新聞本參照されたし)

さて二祖鎮西上人が三祖記主禪師へ授與されたのは、記主相傳本に明記されたる通り、授手印述作されてより後九年、嘉禎三年四月十日に直授されたのである。今記主相傳本の

授手印の體裁と三分科に就ては、古來その體裁、卷軸の書であつたのが、現今一般使用のものは便宜上卷子本となつて居る、而して開卷第一に袖書(四句の偈)次に序文、本文、血脈相傳手次、裏書の順に記載されてある。次に三分科の具備に就ては、古來異論あり一般に序正の二分のみで流通分を缺くと見られてゐる、義譽觀徹は

此書、三段に於て序正は分明なれど流通は明かならず、裏書は流通に當るか(總五重法式私記)
又薰譽在禪は

三段の中、序は上の如く、正宗は末代念佛者より助行人に至るの文なり、餘は流通なり云々之れは古來の義なり無題記の説によるか、然かるに此書、唯序正のみありて流通は無し(大五重選定略抄)

1 袖 書

袖書、或は表紙書とも云ふ、所謂究竟大乘等の七言四句の偈頌である。此の偈は記主相傳本のみに限られて、異本には或は偈の無きものあり、又ありても四言四句五言四句互に相違し、綽阿相傳本には

信佛本願 專稱名號 最後終焉 決定往生

圓阿相傳本には

信釋尊說教、 憑彌陀之本願、 出娑婆之舊宅、 遊極樂之新蓮

生極樂の相傳本には

念佛證文、 末代決疑、 口稱佛名、 決定往生

之れに就て貞極上人は「諸本有相違難信用」と云つて居るが、古師の説によれば偈の無き本（往生院本）は施入本であつて相傳本ではない、又綽阿は在家の禪門であり記主は學生である、身分既に異れば偈文従て相違して居るのである、殊に二祖上人は既に然阿は辨阿が若かくなれるなりと云ひ給ひて一宗弘通の人なりと知り給ふ故に、肝要の偈を袖書して授けられたのであり、聖護房薩生房等も安心の一邊は相傳されたが、今此偈は書き與へられなかつたのであらう、と云はれてある（傳語金鑰論參照）扱て究竟大乘等の四句の偈は淨土一宗の大義を啓示されたものであつて、所謂要偈の名ある所以である、貞傳集

には四句の偈は傳法相承には此偈大切なり、宗旨相承の時、此偈を唱ふるなり、此偈文は極樂教主の直説三昧發得の誠言なり。

と述べ、又信譽巖宿は、

元祖初重に於て此文を書して傳ふべきものなれど、他見を憚る故に之れを秘せられたが、二祖は其煙滅廢忘を恐れて、此書の袖に記るされたるなり。

偈文の内容に亘る解釋は「五重始末」「無題記」等詳細ではあるが「授手印相備録」最も要領を得て居る。貞極の五重廢立抄、大玄の傳法集録や、良祐見聞などには、此の偈に就て異説を主張して居るが、所謂推義不傳の已説とも云ふべく、傳語金鑰論には、此等貞極一派の説や新傳語の説を痛く非難してある、然かし今は省略して置く。(金鑰論より以下参照)

2 序 文

二祖上人の正流護持の執血、凝つて此序となり、執筆の精神遺憾なく其の中に盡さる、宗祖滅後、異端の擡頭して正流を溷濁せんとするや、七句の老軀尙能く信仰統制の爲め、破邪顯正の第一線に立つの氣魄、躍如として全文に溢れ、讀む者涙滂沱として禁じ得ざらしむるの慨がある。順阿上人は

諸葛孔明の出師の表を見て泣かざる者は忠臣にあらず、李密の陳情書を讀んで慟せざる者は孝子にあ

らず、此授手印の序文を讀んで感動せざる者は信心の缺けた者である。

又貞極上人は

若し此の師の言を拜讀して涙を流さざる者は、師の教に背く人なり、又師の志を感せざる者なり、又願生の志なく又求法の志なき人と云はん。

又義譽觀徹は

此序は淨土宗の眼目至要、修行者の目足大道なり、幾回も讀んで心肝に銘すべし、今時檀林の傳法加行の時、之れを讀み之れを聞くの人誰れが信心を感發せざらんや、是先師實徳の致す所なり、故に常福寺第九世空譽は加行七日の間、毎日五遍宛之れを讀むと、常福寺の舊記に見わたり。(總五重法式

私記)

實に此序文こそ信心喚發の一大助縁たるを以て、古來より傳法加行の儀式には必ず讀まれる定例となつて居るのである。

序文の解釋、内容の分解に就ては今之れを略す、就中分科に就ては古來諸師の意見區々であるが、授手印相備録の分科最簡明である。(摩訶衍十二卷
鎮西特輯號參照)

内容の組織は總標別釋の形式に基きて、二大段に分科され、總標では總括的に所詮の筋道を明示し、別釋に於ては細目に亘つて之れを釋明し最後に其の所明の本意は何處にありやの根本的指導精神（奥旨）を明かされたのである。然かし今授手印の全貌を視めた時、記主禪師が「決答鈔下」に

抑も末代念佛授手印は分明に義道を明かさず、其言も亦少くと雖も多く義勢を含む。

と云はれた如く全文簡單にして而かもよく淨土一宗を包客し盡し得て遺漏なきものである。

總 標

此の「末代念佛授手印」は、所謂理論的理解の問題ではなく、事實の實踐である事を、總括的に標榜して、

末代念佛者、知淨土一宗之義、修淨土一宗之行、首尾次第條々行事。

と云はれた。元來宗教は固より理論的ではなく、實際的事實の上の現はれでなくてはならぬ、故に今こゝに義を知り行を修すと云はれたのも、書物の上や机上に於て理解する丈でなく、實地に訴へ事實の上に顯現する事を意味付けられたのである。即ち文の最後に「條々行事」と、此の行の字は事實的實現を意味するのである。「昭和新訂本」には此の行の文字を削除されてあるが、今授手印一部の精神を窺ふた時、結歸一行の奥旨は、單に法の取扱（約法體）を示された丈でなく、修行の事實（約行相）を示さ

れたのであるから、やはり行の文字ある方が、其の意味が明了に現はれて居る事になる。さて

一宗の義を知るとは、何う云ふ事を知るのであるか、授手印相備録には

宗義とは具さには淨土宗の奥義と云ふ。奥義とは念佛往生の義理なり（徹撰擇上二十九の傳也）謂く機に約せば廢

立なり、行に約せば正定業の一行なり、教主の意に約するときは、隨自隨他の中には隨自意なり、願主の意に約するときは、願非願の中に於て簡んで本願を取るなり。斯の四を解し定むるを宗義と云ひ又念佛往生の義理と云ふなり。

行を修すとは、一宗の行儀たる、三心五念四修三種行儀の、隨自の機の行儀を實行するのである、相備録には、

行儀とは具さには修行の方儀と云ふ。正しく是れ行者所修の行に約して立つる所の法なり、故に今此書に擧ぐる所の五種正行は是れ宗旨門の機法なり、正助分別は是れ宗義門の機法なり、三心五念四修三種行儀は是れ隨自の機の行儀にして、即ち心行業なり。

さて授手印一部の、所詮の要諦——宗——は何であるか、又その歸結の落付——體——は何であるか、即ち、

授手印の宗體に就ては、

總して云はゞ三心五念四修三種行儀、皆南無阿彌陀佛と見るを以て宗と爲し、往生淨土を體と爲す。

抑もこの授手印は、單に一卷の書物——宗義行儀の説述——として視る計りでなく、鎮西上人の御精神（密意）の在る所をよくく味得せねばならぬ、故に今此の文に首尾次第條々どある、其の首尾次第に就ても、單に説述の首尾次第と見た時は、本文（正宗分）の始終は、宗義行儀の次第であることの標示に留まる。然かし密意の上より見た時は、宗旨から宗義へ、宗義から行儀へ、更に行儀中の所具徳の心行業より能具徳の奥旨——一行三昧——へと、次第に歸結され行く次第である。而して是れは法體の上（概念の取扱）で云ふのではなく、行相の上（修行の事實）で云ふのである。斯く行相に訴へるのであるから「條々行事」と仰せられた譯であつて「條々事」では、法體に約するか行相に約するか明了でない、此の點に於て昭和新聞本は餘りに古書文獻の交渉や文字の照合に熱心の餘り肝心の密意（二祖の精神）の明徴の缺けしは遺憾である。又彼の書には義山本によりて序文の後に再び撰號を挿入されてあるが、然し彼の序文の最終「所筆記如左」に次で「末代念佛授手印」の七字は題號と見ずして一部の總標と見るべきである、一部の總標であるから此の下には選號は不要である。此の七字の總標の中、末代念佛の四字の釋相が、正宗の初め「末代念佛とは淨土一宗の義を知り等云々」より、干時安貞二年十一月二十八日申時、以自筆書、無時形見在御判」とある迄であり、そして授手印の三字の釋相が、其の次の「左手印右手印等より沙門辨阿在御判」迄である。彼の法華玄義を一瞥して來た時、其の大部が、結極「妙法蓮華經」の五文字の表現に過ぎなかつたが如く、今此の授手印の釋呈も、其れと同様の形式を用ひら

れたのであつて、今此の正宗分の全部は末代念佛授手印の七文字の表現に過ぎない事となるのである。

別 釋

廣く六重二十二件五十五の法數を擧げて、詳しく宗義と行儀の要諦を述べて、最後に結歸一行三昧の奥旨を明かされたのである。六重の中、初の五種正行と正助分別の二段には宗義を示し、三心五念以下の段は行儀を明示されたのである。そして此宗義行儀の上に就て、指南目錄には、

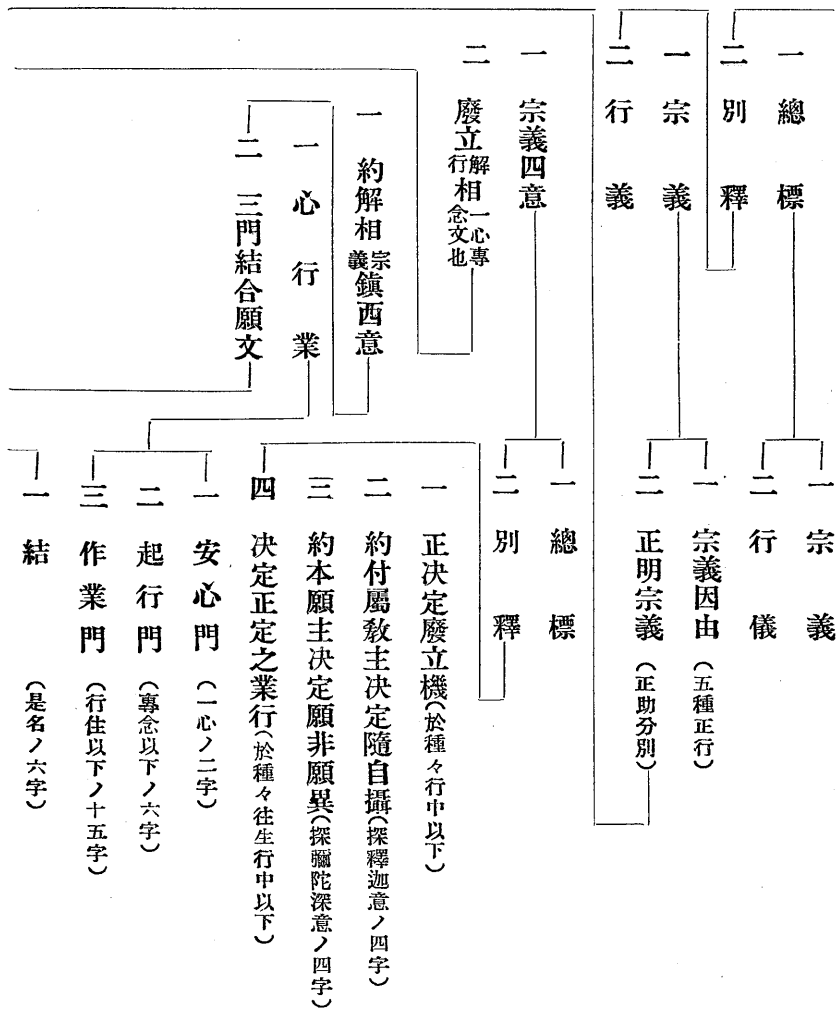
三十七個條の口傳を示されたのであるが、今は之れを省略す。(大五重選略鈔、五重口傳鈔、五重開書、指南目錄集等參照)

さて此の本文(正宗分)の全貌を一瞥すると、前述の如く單に叙述の上だけに止まる事なく鎮西上人御精神の意のある所をも窺はねばならぬ必然の結果として、此別釋の文を分解するに當つて、古師は説必次第の分科と密意の分科との兩様を立て、以て鎮西上人の意を顯彰して居られる。説必次第の科とは銘心鈔に示されたのを云ふ、今之れを略し、密意の科を圖表して參考に供する。(淨土解行報恩錄授手印相備錄參照)

正念分科

一 説必次第科(銘心鈔の分科に同じ)

二 今師密意科



二 約行相儀 本文意

二 合 (順彼以下)

一 總明常念相 (一心專念 以下八字)

二 別明常念相 (行住以下 十五字)

二 結上合願

一 願意 (是名等ノ六字)
二 正合 (順彼以下)

三 開出宗義 (上人曰見以下一段)

四 引五文 (就此文以下)

五 助正廢立辨別

一 助正 (前五種ノ中以下)
二 廢立 (若復有以下)

行儀

一 所具德法

二 能具德與圖△

一 安心
二 起行 (五種正行) ∴
三 作業 ∴

一 三心

一 勸示三心標章
二 三心料簡

二五 念

一 勸示五念標章

二 引文

一 禮讚序

1 正舉勸示五念文

2 三心五念合釋傳

二 往生論

1 舉勸示五念文

2 正舉五念釋

一 舉三心教示 七文

二 正舉三心釋

一 至誠心

一 能治所治

二 四句分別

三 問答

一 能治所治

二 四句分別

三 問答

二 深心

一 能治所治

二 名義釋

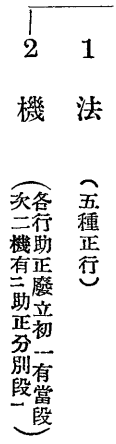
三 四句分別

一 舉故上人御教訓

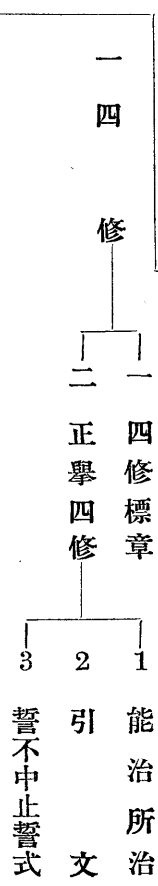
二 正橫豎分別（以此意接之以下）

三 橫豎分別

一 橫具三心



●● 作業



△ 能具奧圖

一 正 示 圖

二 舉 圖 由 文 (我法然上人曰以下)

一 宗 義

初めに五種正行を述べて、宗義の因由と其の本據を明かし、次に正助分別の段に於て、初に宗義の四意を明かし(心存三心以下)二に一心專念の文を引て、隨自意廢立の機の解相に約する意を示し、三に開出宗義の意を彰し(上人曰以下)四に五文を引て一心專念の文意を釋し、五に助正廢立の辨別をなし、詳しく宗義を明かされたのである。

さて一心專念の文を解相の上より釋する事に就て、

解相に約する事は今師當段の正意なり、原と本文は行相を解する相に約す、其の所行の相とは、五正行正定業の釋の中、皆一心の言を置く、是れ心行合明の行相たる故、和語燈四、散記一、決疑鈔四、三心私記、皆所行の相に約して釋せり、然るに當段は、上人此文によりて宗義を開出する邊に約す、故に本文の能解の相を取て釋するなり、決答鈔に解相行相の二義俱に存せり云々(授手印相備録)

二 行 儀

行儀は先づ所具徳の法と、能具徳の奥旨とに二大別される。

第一所具徳の法、此の下わかれて安心門、起行門、作業門の三門となる、而して三心と五念とを合して安心門となし、五種正行を起行門とし、四修三種行儀を作業門に配せられた。

初に安心門の下、先づ三心を明かすに當つて「念佛行者必可具足三心事」と云ふて廣く七文を引きて勸示された、然かし其等の文意、何れも豎の三心のみで、横の三心に關する文相は引用されてない、今其の理由に就て立道上人は

七文俱に豎の三心を教示せり、七文の外に大經と小經と淨土論との三心を舉げざる事は、此三文は俱に横具の相に約する故なり、今は未具の者をして已具と成らしめんが爲に、豎の三心を教示するなり次に「抑此宗一大事、此三心也」との結論に基きて、三心の一々に就て細釋し、四句分別して往生の得不を判せられた、此四句分別は、鎮西上人の獨創とも云ふべく、成譽大玄上人が、

授手印の中、肝要は三心の四句分別なり、此四句分別は善導も云はざる事なり。

又四句を設けられし趣意に就て、

三心は解し難きが故に四句分別あり、本書十種の四句、領解鈔六種の四句、本末合せて十六種の四句總じて六十四人の外を出でじ、吾身を此六十四人の内に、何れに當るか當てゝ見て、往生の可不可を能く知て、往生の人となれとなり（傳法集録）

次に五念門、先づ善導の御意、淨土宗に入て正助二行を修し、三心を具足する人は、必ず五念門を修すべ

きの事」と勸し、次に禮讚の前序と往生論の文を引き、禮序の下には三心五念合釋の旨を記るされた。

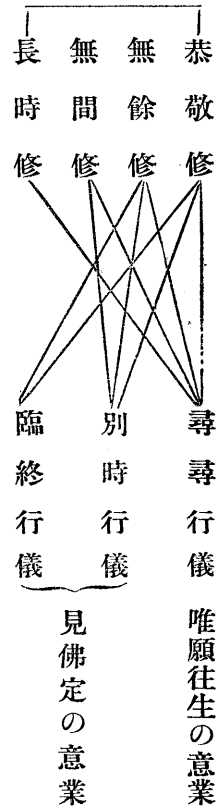
さて此五念の起行を以て安心に合する事、元來禮序の文に於て五念を擧げ終て「一々門與上三心合」と云へるに據られたのであつて、隨自に約した場合、助正廢立の兩機、俱に三心と五念とを合して安心とし、一行三昧を以て起行と爲し、四修は作業となるのである。

次に起行門、此下五種正行を釋す、初に所行の法を擧げて之れを釋し、次に能修の機を料簡された、さて御疏及選擇集に於ては五正行の各行に一心の言を置かれてあるが、今此授手印には之れを除かれてある理由に就て、古師の意によれば彼は機行合せ明かされたが、今は機と行とを離して明かされたからである、所謂五正行は所行の法であるから、たとひ三機相違しても、其の所行の法は共に之れ五正行なる事を知らしめんが爲である。

又選擇集三輩章の廢立助正傍正と、今此三機との同異に就ては、所詮同一なれど義門少しく相違して居る、彼れは念佛と諸行とを相對して三機を立て、その中、廢立と助正は付屬と願意と佛意とに望めて隨自の機と云ひ、傍正は機の儘に法を執する故に隨他の機と云はれるのである、今授手印は諸行を選捨して、五種正行の中に於て、此三機を分別されたのである（西宗要二）

後に作業門この下四修と三種行儀とを明かされたが、四修と三種行儀とは開合の關係があるからである。

四修三種行儀開合關係



四修と三種行儀の關係、今此の四修と三種行儀とが同じく作業とせば、彼の禮序の如く唯四修のみを擧げおきても事足るべし、何故に今更に三種行儀を煩らはしく擧げられたのであるか。之れに就て古師の義によれば、四修と三種行儀とは共に作業とはすれど、其の意に於て大に相違する點があつて、四修の外に三種行儀を立つる所以は、四修は三種行儀より開き出せる故、四修と三種中の尋常とは、共に唯往生を願ふ意業であるが、別時と臨終との二は共に見佛定の意業である。それ故四修の外に三種行儀を擧げられた譯である、若し然らば禮序に於て三種行儀を擧げてないのは未盡理であるかと云ふに、然らず禮序は尋常行人の行相を釋されたのであるから、唯四修のみを釋されたのである。又別時臨終は俱に見佛定の意業であるから、觀念法門の中に於て之れを釋されたのである、又彼の選擇集の中に唯四修を擧げて三種行儀を判せられなかつたのも、全く此意によるのである。

又今此の授手印の所釋は尋常行人の修相である、されば三種行儀(見佛定の意業を含む)を列へ擧ぐるは如何なる譯であるか、之れに就ては前の宗義段に於て既に云へるが如く「三種行儀中雖ニハ通レ何行儀ニモシテ別尋常行儀

之意也」と、授手印の本意は尋常行儀ではあるが、念佛の言、三種に通ずるから今別時臨終の意を擧げた譯である（授手印相備録）

第二能具徳の奥旨

此段の下、初に圖示、次に圖由の文、「釋して曰く我法然上人の言ひ給はく、善導の御釋を拜見するに云々」と仰せられた、此の意の所詮、從來釋する所の三心五念四修三種行儀、皆之れ一行三昧南無阿彌陀佛を正業と爲す、此の行の上に作り着けたる三心なりと知らしめんが爲である、要するに上の三心の安心も一行三昧南無阿彌陀佛の上の安心なり、五念四修三種行儀、起行も作業も皆また同然である

（疑問鈔下終）

今この奥旨は法體に約するか修相に約するかに就て古師の意によれば、これ修相に約するなり。（銘心鈔下22）

「三心五念等、皆見南無阿彌陀者、是作リケタル三著衆生所修「相傳也」上來釋せし處の心行業は不具と未具との者をして、已に三心を具せしめんが爲の手引であつたが、今茲に至つて初めて上來の心行業皆南無阿彌陀佛と見る位であつて、之れ已具三心の修相である。若し法體に約する時は心行業各離るゝが故に皆南無阿彌陀佛とは見ないのである。淨土宗の意、彌陀因位思惟中、此衆生所修の儘に、作り著けて誓ひ給ひし故、衆生この心行業を修すれば、則ち因願に酬ひて名義具足の巨益あるなり、是れを彼

此三業不相捨離と云ふのである。(授手印相備録)

又此の能具の奥旨たる

結歸一行の奥圖こそ、授手印全體の歸結となるのであつて、授手印の奥旨全く此の奥圖にあり、奥圖は禮讚の前序によるのであると見立てるのが白箴相傳の正義である。(五重拾遺鈔五重口傳鈔貞傳集 参照)

然かるに名越派にありては授手印の宗義行相を選擇題下の口傳とし、宗義とは選擇集第一章聖淨二門の教相之れに當り、行相は第二章以下正雜二行であると云ふ(越名口傳題下續淨十四³³⁴ 參照)

此名越義に對しては了曉の五重指南目錄集には無相傳の推義であると非難し、聰譽の無題記には名越の義を斥け、授手印は選擇相傳でない事を辨明してある。然かるに近代神谷大周師の傳法沿革依憑詮考には「授手印は選擇集の末書と見るべし、宗義行相の分別は選擇集十六章段の中、第八第九の二章を行相とし、餘の十四章を宗義と見立て給ふなり云々」とあるが、之れ其當時既に非難の聲高く、扶宗公論四十一號に尙古道人、「授手印の奥旨に就て」と題して神谷師の義を反駁された、要するに授手印を選擇集の末書なりと速斷し、又その奥旨を選擇集の章段に配せんとするは、所謂推義不傳の類とも云ふべきか、又は綿密を缺いた輕き思ひ付きの義とでも云ふべきである、つく／＼古師の指南に基き授手印内容の精神に立入り、而る後選擇集を再び見直した時、彼等の説の非なる事が明了となつてくる。

4 血脈相傳手次

此の一段は記主相傳本のみにあるだけで餘本には無いのである。つまり器量の人を簡んで授けられたのであり、従つて傳授の上に於ても時と法とに異がある。

但此傍人傳法授手印傳法、時法俱異、時異者記主授手印傳受、嘉禎三年卯月十日巳時、傍人傳受同年八月一日也、法異者授手印者自行往生傳法也、此手次者自他往生傳法也、效簡其器量所授、所以者何有_下雖具三心依人有所得心難治之人_上故、鎮西座下、傳傍人者記主一師歟、唯記主傳授之本而已、有此手次、餘本無之故也（授手印相備録）

さて今此の血脈手次の一文を窺ふて見るに四意あり、一に上來釋せし所の授手印に擧ぐる自行の傳法、二に脊病方用の傳法、三に傍人回向の傳法、四に璽書手次である、詳細は略して置く。

5 裏書

裏書には初に今この授手印には宗教的證驗ありし事を叙し、二に別時念佛結衆の連名を列擧し、三に授手印學行者を勸誡して唯稱名を勧められ、四に一念義弘願義等の邪義を擧げ、互に仰信すべき先達三師を列擧されてある。

さて此裏書の初の一部は後人の書添へであつて、佛言唯除以下が正しく鎮西上人の自筆である。通譽上人曰く、

初め肥後國往生院より、往生院に之れを留むに至る迄は、辨師の裏書にあらず、既に上人御渡ありと云ひ、或は辨師御年とあるが故に、後人表書の末に書き加へしを、又後に誤り裏に書きしならん、正しく辨師の裏書は佛言唯除以下ならん（總五重法式私記）

又この裏書なされし意旨に就ては

表に書きて授手印の攝と爲すべし何んぞ裏に書き給ふや、答授手印は唯相傳の義道を顯はして門徒に之を授け、裏書は餘流の義は相傳の義に非ざる事を標せられしなり、中に於て初に誹謗の罪を恐れて他見を誡め、猶の下は不生義を標し、近代の下は別して不生義を顯はし、後に日本の下は正義の師を擧げて不正義を捨てしむるなり（總五重法式私記）

三 結

上來授手印内容の大意を略述せしが要するに二重の要旨は授手印の奥旨「源空が目には三心も五念も四修も皆俱に南無阿彌陀佛と見ゆるなり」の結歸一行三昧であつて、宗教的實踐の要諦、念佛往生の目足たるのである。蓋し本書はその裏書に「不可加減一句一字穴賢」と仰せられ、記主禪師は決答鈔に「抑末代念佛授手印者、雖分明不顯義道、而其言亦少、多含義勢、然者不聞口傳之人、輒以難是非」と示されてある。吾等如き淺學菲才の徒、たゞ祖説を冒瀆せんことを恐るのみである。茲にたま／＼本號の發

刊に際し、不肖此れが分擔の籌に當る。しかもこゝに記するところは既に十二卷鎮西特輯號に發表したが、編者の請に任せて、再び是れを記する事にした。讀者之を諒せよ。